

令和 6 年度

事業計画書

社会福祉法人滋宏福社会

令和6年度 法人本部 事業計画

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、「障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇・経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応をおこなうことが重要な課題である」との方向性が示されています。

このような状況下、障がい者支援センター「てらだ」では障害者就労支援研修や相談支援従事者初任者研修等に職員を派遣し支援の質の向上を図ります。又、就労サービスにおける工賃向上に向けて作業の拡充を検討し就労環境整備をおこなってまいります。

1. 基本方針

- ・利用者の立場に立ってサービスを考えます。
- ・利用者のための質の高いサービスを提供します。
- ・笑顔と挨拶と礼儀を大切にします。
- ・透明で開かれた施設を目指します。
- ・健全な施設経営を目指します。

利用者の安心・安全を確保しながら利用者の立場に立った質の高いサービスを提供します。また、安定した財務基盤の強化、サービスの担い手である人材の確保と育成を重点目標にします。

2. 施設整備の推進

就労第2工房開設から10年が経過することから、施設の改修・修繕等必要な部分について実施してまいります。

3. 地域福祉、地域貢献の推進

地域における多様な課題に主体的に関わり、様々な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。

- ① 地域から信頼される法人・施設として「てらだ」の有する専門機能を活用した地域住民研修会や相談会、地域ふれあい交流会の開催等地域福祉の向上や地域の活性化に努めます。
- ② 地域住民やボランティア団体、関係機関や行政との連携等地域に根ざした開かれた施設づくりを目指します。

4. 人材育成の活性化

利用者の尊厳と意向を最大限尊重し、利用者本位のサービス提供ができる機能的な組織の整備、専門性と心配りができる職員配置に努めます。

人材を人財と考え、法人内での研修を充実させるとともに外部研修への積極的な参加を促します。さらに、階層別研修の充実を図り職員の質の向上・人材の育成に努めます。

5. 事故防止と防災対策の徹底

BCP（事業継続計画・自然災害等）を活用し、防災訓練をおこないます。

ヒヤリハットや事故報告等の事例検証をおこない、事故防止に対する意識を高め、利用者が安心して生活できるよう努めます。

利用者の生命の安全を保障する事を最優先課題とし、予防管理、災害時の教育、訓練等を計画的に実施し、防止体制の強化に努めます。

- ① 避難誘導訓練
- ② 火災訓練（屋内消火栓・消火器）
- ③ 通報訓練
- ④ 地震訓練

非常食・緊急用食料・懐中電灯・ラジオ等の常備・施設内外の危険個所の把握、点検、改善等の防災対策を徹底します。

緊急の際、地域住民の方に協力を得られるよう日々呼びかけるとともに、その為の関係づくりに努めます。また、地域の方の避難場所としての提供もおこなっていきます。

6. 施設運営の透明化と健全な財務管理

社会福祉法人の財務状況及び施設運営全般に関する情報等については、ホームページ等を活用し、施設経営の透明化の推進に努めます。また、福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審をおこない、サービスの質の向上を図ります。

各事業の財務状況を的確につかみ、事業運営の改善につなげるため、月1回の財務会議をおこないます。

- ① 各部門において稼働率・利用人数・利用料等において数値目標の設定とその達成
- ② コスト削減・エコ意識の育成
- ③ 業務の効率化
- ④ 月次決算の確認

利用者サービスの低下を来さない範囲において、可能な部分での支出削減に努め無駄のない施設運営を心掛けるとともに、予算の適正配分並びに適正執行に努めます。

7. 住環境の整備と生活の質の向上

利用者の高齢化や重度化に伴い、変化していく利用者のニーズや状態に応じた住環境の整備を図り、生活の質の向上及び、より一層安心安全に生活できるよう支援に努めます。また、利用者家族の高齢化に伴い、保護者からの希望であるグループホームの開設を積極的に進め地域生活移行への支援に努めます。

令和6年度 各事業 事業計画

I. 施設入所支援事業

1. 利用者定員（30名）に対する利用率平均95%以上を目指します。
2. 地域生活移行推進に医療機関や関係機関と連携をはかり居住の場と日中活動の場を支援し、3名以上を一般住宅または公営住宅への一人暮らし、自宅、グループホーム、高齢者関係の施設等への移行を支援します。
3. 精神障がい者の地域移行を支援するため、空室状況により精神科病院からの受け入れを積極的に努めるとともに、地域生活を送る精神障がい者や知的障がい者の希望や状況に応じ関係機関と相談しながら受け入れをおこないます。
4. 定期的に利用者全員の個別支援会議をおこない一人一人のニーズや課題を整理、共有しストレングスの視点で個々に応じた支援をおこないます。また相談支援専門員と連携をはかりサービス担当者会議をおこないます。
5. 定期的な入所会議において人権擁護、接遇、虐待防止、ヒヤリハット、事故防止等を学び対策や対応の仕方等の意見を出し合う機会を設け、また今年度より事業継続計画（BCP）を学ぶ機会や実際にマニュアルに沿った訓練をしていきます。
6. 感染対策を引き続き継続し職員、入所者の手洗い、手指消毒、マスク着用、毎日の検温、換気等による日々の健康管理をしていきます。

II. 生活介護事業

1. 利用者定員（20名）に対する利用率平均90%以上を目指します。
2. 個別支援計画に基づいた支援をおこないます。定期的に本人と面談しアセスメントやモニタリングをおこない、個別化を重視した適切な支援に繋がります。
3. 高齢化に伴う身体機能の低下の予防のために、ウォーキングや室内での体操を今後も継続していきます。また個別に筋トレや起居動作練習などもおこなっていきます。
4. 好評である「脳トレ」に引き続き取り組み、頭の体操をおこない、認知機能の低下を予防します。また、音楽や体操、手工芸等活動のバリエーションを増やしていき、限られた範囲内で楽しめる活動を模索し、取り組んでいきます。

5. 65歳以上の高齢者は心身の状況や本人の希望に応じて介護保険の利用を検討し、高齢障がい者が利用できる社会資源の情報提供やコロナ禍の状況に応じて施設見学会に参加し高齢者の暮らしを一緒に考えすすめていきます。

Ⅲ. 自立訓練（生活訓練）事業

1. 利用者定員（10名）に対する利用率平均90%以上を目指します。
2. 個別支援計画に基づいた支援をおこないます。定期的に本人と面談し、アセスメントやモニタリングをおこない、個別化を重視した適切な支援に繋がります。
3. 地域生活移行を支援するため医療機関・関係機関と連携をはかり居住の場と日中活動の場を両面支援するとともに服薬管理・金銭管理・整容・家事・食事の用意・就労支援、病気への理解その他、地域に即した社会資源の利用方法等の支援や体験を個別におこないます。特に一人暮らしを目指す利用者に対しては暮らしのコツ等イメージ作りができるように支援をおこないます。
4. 自立を促進するため利用者に提供できる制度やその他の社会資源を紹介しながら、それらを主体的に活用して課題解決に取り組めるようにまた地域生活が定着できるように支援します。
5. WRAP（元気回復行動プラン）の作成に取り組み自分が元気であるための方法や調子が悪くなるときのサイン、実際に調子が悪いときはどのような対応をしてほしいか等を一緒に考え表を作り自分で対処ができるように取り組んでいきます。

Ⅳ. 短期入所事業

1. 精神科病院に入院中の障がい者の体験入所については病院側とよく相談し受け入れをしていきます。
2. 地域生活の実状に応じ、定期的に利用し安定した地域での生活を継続できるように支援します。
3. 緊急時対応等の受け入れを行政との連携のもと協力体制を構築します。
4. 部屋（2室）の稼働率平均80%以上を目指します。

V. 就労継続支援 B 型事業 第 1 工房

第 1 工房では、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な訓練及び必要な支援をおこないます。

1. 利用率

定員 20 名に対する利用率平均 95%以上（施設外就労を除く）を目指し、新規利用者の受け入れのほか、現在利用している方の体調の安定に向けた関わりに重点を置き、利用日数を増やしていきます。

2. 生活支援

利用者個々の心身の健康状態を常に把握するとともに、日常生活を送るうえで必要な金銭管理や対人関係、余暇活動の相談等を本人やその家族とおこない、仕事をする土台作りおよび自立した地域生活が送れるよう支援します。感染症等への不安に対してのフォローをおこないます。

3. 収益事業

- ・施設内作業：新しい施設外就労の状況や収益状況を踏まえ、作業内容、作業量の見直しをおこないます。
- ・パン事業：店頭販売の回数を週 3 回から週 5 回に増やします。外販先の開拓もおこない月 70 万円の売り上げを目指します。作業の見直しをおこない利用者が働きやすい環境づくりをします。
- ・施設外就労：新たな施設外就労先を積極的に開拓していきます。現在おこなっている施設外就労についても、随時見直しをします。

4. 就労支援

就労支援・就労機会の拡充に施設外就労、就労継続支援 A 型の見学等をおこないます。また作業の提供以外に就労準備等の勉強会等、利用者同士で話し合う機会を持つことで 2 名程度の就労継続支援 A 型、一般就労、障害者雇用への移行を目指します。

5. 利用者個人と向き合った支援の実施

感染症対策を徹底しながら、利用者それぞれの目指す自立・生活に向けて、本人のニーズをしっかりと聞き支援をおこないます。

VI. 就労定着支援事業

就労定着支援事業では、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整をおこなうとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援をおこないます。

1. 就労定着率

面談をおこなうほか、医療機関や他の就労支援機関等と連携するなど可能な限り利用者全員の就労定着を目指します。離職した場合でも他機関と連携し、フォローをおこないます。

2. 利用者の受け入れ

てらだ就労 B と連携し通常の事業所に雇用された方については、本事業の利用を勧めます。また、他の就労移行支援等の事業所からの利用も就労 B 第 1 工房の利用者との合計数が 60 人を超えない範囲で受け入れをおこないます。

3. 支援内容

職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が課題を解決するだけでなく、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるように支援をおこないます。また、利用者の就労の継続を図るため事業所とも相談をおこない、利用者の意向や支援の方向性を共有するとともに事業所の受け入れ態勢の支援をおこないます。

4. 感染症への対応

感染防止対策を講じながら訪問・面談をおこない、事業所や利用者の必要とするサービス提供に努めます。

Ⅶ. 就労継続支援B型事業 第2工房

第2工房では、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な訓練及び必要な支援をおこない、各個人に応じたステップアップを目指します。本工房は、利用者の主たる障がいを知的障がいとし、支援員は手を差し伸べる支援ではなく利用者自らが考え行動できるための支援を共通認識として関わっていきます。

第2工房開設より今年度で10年目という節目の年を迎えるにあたり、第2工房を選び、長く通所を継続してくれている利用者を労うとともに一緒に祝い、さらに発展していけるような年度にしたいと思っています。

1. 就労支援

必要に応じた感染対策を取り入れながら、作業を通じて利用者が目指す将来や希望に近づけるよう支援をおこないます。個別支援計画書に基づき、個々の能力を引き出せるよう支援します。

自力通所を基本としてきましたが、送迎の必要性を感じる機会も増えてきたため、送迎の在り方や現ルートの変更等を具体的に検討し「てらだに來たい」と思ってくれる利用者の意向が実現できるよう努めます。

2. 生活支援

就労支援に加え、特に親亡き後を見据えた利用者の自立・自活の生活指導を目指します。グループホーム等の住まいの場について引き続き検討したいと思います。

3. 利用率

定員20名に対する利用率平均100%以上を目指します。たくさんある事業所の中から選んで頂ける施設づくりをおこない、利用者の増加に努めます。

4. 収益事業

積極的に新規作業に取り組み、収益事業の増収に努めます。

- ・施設内就労：作業の見直しをおこない、増収を目指します。
- ・農作業：好評を得ている「てらだ池」の周遊道に設置した販売小屋を活用した野菜販売を、より喜んで頂けるものになるよう工夫します。
- ・施設外就労：新たな施設外就労を開拓、継続させます。

5. 工賃

利用者の就労意欲の向上に工賃の増額を目指します。

6. 虐待の防止、早期発見・早期対応

虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。虐待チェックリストを活用しながら、利用者と支援員の双方が楽しく働き続けることが出来る、風通しの良い工房を目指します。

7. その他

第2工房建物の外壁塗装をおこない、ひび割れからの雨水の侵入や外壁材の劣化を防ぎたいと思います。

Ⅷ. 相談支援事業

1. 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

障害福祉サービスの利用を希望する障がい者・児に対して、サービス等利用計画の作成をおこないます。計画作成にあたっては、利用者の望む生活を丁寧に聞き取り、その生活が実現できるよう必要なサービスや制度の情報を提供します。また、利用者の心身の状態やおかれている環境、解決すべき課題を把握し、それぞれが持つ能力や強みを引き出すことで、その人らしい生活に向けて支援をおこないます。

- ・障害福祉サービス事業所のほか、医療や行政との連携を図ります。
- ・相談員の知識や支援技術の向上のため、外部研修等へ積極的に参加します。
- ・自立支援協議会へ参加、市町の基幹相談支援センター等と協力し、地域の相談支援体制の強化や地域づくりに取り組みます。

2. 指定一般相談支援事業

(1) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所、精神科病院に入院している障がい者が、地域生活に移行するための重点的な相談や支援をおこないます。

利用者の入院・入所先の事業所や退院・退所先の事業所だけでなく、健康福祉事務所や市町等、幅広く連携や共有を図り、利用者が安心して地域での生活ができるよう、気持ちに寄り添った支援をおこないます。

(2) 地域定着支援

居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保することで、緊急時支援をおこなうことを目的としています。利用希望があった場合の具体的な支援体制を整えます。

3. 基本相談支援

丁寧な対応を心がけ、適切な情報提供をおこないます。

相談支援事業所の開所日時には、事業所に相談員が常駐し、来所・電話等での対応ができるよう体制を整えます。

IX. 地域活動支援センター事業

利用者の日中の居場所として、創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、地域の方々との交流を促進し、生きる力を養います。

1. 重点目標

- (1) 利用者が気軽に集え、希望や目標を持ち、自信を持って活動に参加できるよう支援をおこないます。
- (2) 利用者の個性を尊重し、個々の能力を引き出せるようプログラムを工夫します。
- (3) 利用者が仲間作りや憩いの場として穏やかに過ごせるよう、また、安心して生活できるよう相談をおこない必要に応じて関係機関に繋がります。
- (4) 地域の方々に障がいに対する理解を深めてもらえるよう、さまざまなボランティアによるプログラムを実施したり、障がいに関する研修会等を開催し、利用者が地域の中でより生活しやすい環境をつくることに繋がります。

2. 具体的な内容

<自主活動>

ミーティング・手芸・スポーツ・掃除・地域住民研修会等

<ボランティアによる活動>

陶芸・茶道・書道・折り紙・ガーデニング等

X. 日中一時支援事業

日中一時支援事業では、自宅までの送迎サービスを実施します。

自力通所やご家族の送迎が難しい利用者の受け入れをおこない生活の輪を広げていけるように支援します。

他の福祉サービスに通所している利用者の休日の活動場所としてサービスを提供します。

丁寧に相談をおこない利用者一人ひとりに合わせた支援が実践できるように取り組んでいきます。

日中一時支援事業の本来の目的である「ご家族の一時的な休息を図れるサービス」として提供ができるように受け入れ体制を確保していきます。